

## フレイル予防体操教室実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

高齢者がフレイル予防に向け主体的および継続的に取り組むことができるよう支援することを目的とする。特に身体機能低下や転倒による閉じこもりを防止するため、下肢の筋力低下を防止する体操教室を実施する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 フレイル予防体操教室実施業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）
- (4) 委託契約金額の上限 1,199,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (4) 競争入札参加者資格等に基づき、鯖江市物品等入札参加資格を有する者であること。
- (5) 公告日から契約締結日までの間において、福井県および鯖江市において指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人およびその役員が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 4 実施スケジュール

|   | 手続等            | 日程                   |
|---|----------------|----------------------|
| 1 | 実施要領等のホームページ掲載 | 令和7年5月20日（火）         |
| 2 | 質問の受付期限        | 令和7年5月27日（火）午後3時必着   |
| 3 | 質問への回答         | 令和7年5月29日（木）午後3時掲載予定 |
| 4 | 参加表明書の提出期限     | 令和7年6月2日（月）午後5時必着    |
| 5 | 企画提案書の提出期限     | 令和7年6月16日（月）         |

|   |              |              |
|---|--------------|--------------|
| 6 | プレゼンテーションの実施 | 令和7年6月23日（月） |
| 7 | 審査結果の通知・公表   | 令和7年6月25日（水） |

## 5 問合せ先および各種書類の提出先

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市健康福祉部長寿福祉課

電話：0778-53-2265（直通） FAX：0778-51-8157

E-mail：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp

## 6 実施要領等の配布方法、配布場所等

### （1）方法

本市のホームページに公表する。

### （2）交付資料

ア 公募型プロポーザル実施要領

イ 業務委託仕様書

ウ 提出書類各様式

## 7 質問の受付および回答

プロポーザル内容への質問がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式第1号）により提出すること。

### （1）質問期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月27日（火）午後3時まで

### （2）提出方法

電子メールまたはFAXにより提出すること。

### （3）質問に対する回答

令和7年5月29日（木）午後3時までに本市ホームページで公表する。

## 8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり関係書類を提出すること

### （1）参加表明書（様式第2号）

### （2）宣誓書（様式第3号）

### （3）添付書類

ア 鯖江市物品等入札参加資格審査受付票の写し

イ 会社の概要

(4) 提出期限等

提出期限：令和7年6月2日（月）午後5時まで（必着）

提出方法：電子メール（電話でメールの到着確認を行うこと）

郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る）

持参（受取時間は平日午前8時30分から午後5時15分。

ただし、6月2日は午後5時まで）

(5) 参加資格の審査・結果通知

提出された書類により参加資格の確認を行い、令和7年6月5日（木）までにメールで連絡する。

(6) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出しなければならない。

9 企画提案書の提出

参加資格を有することを認める者の通知を受けた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 企画提案書（様式第5号） ※企画提案は1者1提案に限る

(2) 任意様式 原則としてA4版用紙を使用すること。A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。概ね次の内容を含むこと。

- ・基本的な考え方（目的、成果）
- ・企画提案内容
- ・業務実施体制

※仕様書の委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

(3) 業務実績書

(4) 見積書

(5) 提出部数 7部 ※見積書については正本1部

(6) 提出期限等

提出期限：令和7年6月16日（月）

提出方法：下記の方法のいずれかによる。

- ・郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る）
- ・持参

10 企画提案内容のプレゼンテーション

(1) 日時・場所等

日時：令和7年6月23日（月） ※時間は提案者ごとに追って連絡する

場所：鯖江市役所 IT会議室

時間：1 者あたり、説明に 15 分、質疑応答に 10 分以とする。（準備時間等除く。）

(2) その他

ア プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

イ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

ウ プレゼンテーションの参加者は、1 事業者 3 名以内とする。

(3) 審査結果の通知・公表

提案者全員に対し、令和 7 年 6 月 25 日（水）までに書面で審査結果を通知する。また、下記項目について市ホームページに公表する。

【公表事項】

ア 候補者の名称および選定理由

イ ア以外の参加者の総合点

※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

1 1 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

1 2 契約

(1) 受諾候補者の選定後、契約締結に係る協議を行い、その協議が整い次第、契約の手続きを行うものとする。

(2) 受諾候補者が「3 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たさなくなった場合および事故等の特別な事由により運営が不可能になった場合は、審査結果が次点の提案者と協議を行う。

1 3 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 鯖江市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。ただし、事業を営む上で、権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とできる場合がある。

(3) 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

(4) 企画提案書等の作成および提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。